

障害者支援施設等・救護施設における新型コロナワクチンの4回目接種について

1 接種対象者

4回目接種の対象者は、3回目接種の完了から5か月以上が経過した以下の者となる。

対象者	予防接種法上の 努力義務
① 60歳以上の者（※年齢は接種日時点の満年齢）	適用
② 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者	適用外
③ その他18歳以上60歳未満で重症化リスクが高いと医師が認める者	

2 4回目接種までの流れ

医療機関での個別接種の場合

- ① 3回目接種から5か月经過する高齢者（60歳以上）に対して、接種券が送付される。
（※18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者は別途事前申請が必要）
- ② 接種対象者は届いた接種券をもとに4回目のワクチン接種を予約する。
 - ・コールセンター（TEL0120-920-737）又はWEB予約システムにて予約
- ③ 予約した日時に医療機関で4回目のワクチン接種を受ける。

施設等における巡回接種の場合 ※医療機関での集団接種含む

- ① 3回目接種から5か月经過する高齢者（60歳以上）に対して、接種券が送付される。
（※18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方は別途事前申請が必要）
- ② 施設側は医療機関と巡回接種日や接種対象者調整、接種券を準備する。
 - ・接種対象者の概ねの4回目接種時期を把握するとともに、接種券などの準備
 - ・医療機関に連絡の上、接種対象者人数や巡回接種日などの調整
 - ・高知市外にある医療機関が巡回接種となる場合は、あらかじめ高知市へ相談
- ③ 医療機関と巡回接種の調整ができれば、高知市に巡回接種予定報告書をFAXにて提出する。
 - ・接種予定日から少なくとも10日前には、巡回接種予定報告書を提出すること。
 - ・報告のあった日程に間に合うようワクチンを準備するが、報告書提出が遅れた場合などで、対応できない時は高知市から施設へ連絡する。なお、ワクチン種類は基本的に武田/モデルナ社の供給となる。
 - ・巡回接種は通常の個別接種と別枠となるので、個別にコールセンターやWEB予約システムでの予約はしないこと。
- ④ 高知市から医療機関にワクチン配送日をFAXにて連絡する。
- ⑤ 医療機関は施設へワクチン持参の上、巡回接種を実施する。

3 4回目接種券の送付先変更について (注：高知市に住民票のある者のみ)

接種券は基本的に住民票の住所に送付されるが、送付先を施設に変更する必要がある場合は送付先変更リストを高知市へ提出する(送付先変更については、あらかじめ本人又は家族の同意を得ておくこと)。

なお、3回目接種時に送付先変更されていた対象者がいた施設には、送付先変更確認リスト(60歳以上のみ)を同封しているため、リストに加筆修正したものを郵送にて返送すること。

提出期限：令和4年5月31日(火)17時

※3回目の接種時期が早い対象者については、接種券が住民票住所へ発送済の場合もあるため、留意すること。

提出方法：①郵送又は持参 〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 3階
高知市地域保健課ワクチン接種推進係(清遠・井上)

②Eメール kc-140204@city.kochi.lg.jp

注→個人情報を含むため、パスワード設定をすること。

※送付先変更リスト(様式)は以下の高知市ホームページからダウンロード可能。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/site/covid19vac/shisetsu-4th.html>

4 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者の4回目接種券について

新型コロナワクチンを3回接種済みで18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者について、4回目接種を希望する場合は事前に高知市地域保健課ワクチン接種推進係まで申請を行う必要がある。申請後に高知市にて申請内容の確認を行い、該当の対象者に対して接種券を郵送する。

※詳細及び申請方法・申請書(様式)は以下の高知市ホームページを参照すること。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/site/covid19vac/kisosikkann-4.html>

重症化リスクの高い基礎疾患を有する者の範囲について

- 1 以下の病気や状態の方で、通院/入院している者
 - (1) 慢性の呼吸器の病気
 - (2) 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
 - (3) 慢性の腎臓病
 - (4) 慢性の肝臓病(肝硬変等)
 - (5) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - (6) 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
 - (7) 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
 - (8) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - (9) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - (10) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - (11) 染色体異常
 - (12) 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - (13) 睡眠時無呼吸症候群
 - (14) 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- 2 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の者
※BMI30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

※接種券発行申請については対象者の自己申告で可能(事前に医師の診察等は不要)。ただし、4回目接種が可能かどうかは当日の予診医師の判断となるため、あらかじめ留意すること。
※基本的には個人毎の申請となるが、対象者数が多い場合などは同封している一括申請様式での申請も可能(様式の電子データが必要な場合は高知市地域保健課まで連絡すること)。

5 ワクチン接種時の留意事項

① 接種時に必要となるもの

- ・接種券一体型予診票(接種前に予診票の項目記載必要)
- ・新型コロナワクチン予防接種済証(臨時接種)
- ・本人確認書類(健康保険証や介護保険証など)

② ワクチン接種後について

接種後15分～30分はワクチン接種後の副反応等による体調変化に留意すること。

③ 施設従事者の接種について

4回目接種の対象者かつ接種時期が到来しており、接種券が手元に届いている場合は巡回接種時に同時接種可能である。

④ 3回目接種からの接種間隔について

4回目のワクチン接種については、3回目接種から5か月経過後となる。

【国が示す5か月以上の間隔(例)】

- ・1月1日に3回目接種をした場合 ⇒ 6月1日から4回目接種可能
- ・1月31日に3回目接種をした場合 ⇒ 6月に31日がないことから、翌月1日の7月1日から4回目接種可能

6 住民票が高知市外にある入所者・施設従事者の接種について

施設の巡回接種時に同時接種する場合、施設と同法人等の医療機関でコールセンターやWEB予約システムを介さずに接種する場合は高知市にて接種可能である(4回目の接種対象者かつ接種時期が到来しており、接種券が手元にあることが条件)。それ以外の場合はあらかじめ高知市へ住所地外接種届を申請の上、承認がなされた場合のみ高知市で接種可能となる。

【その他】

➤ 3回目接種後に、高知市へ転入となった入所者等の場合

高知市にて3回目のワクチン接種記録が確認できない場合があるため、個別に高知市地域保健課ワクチン接種推進係まで相談すること。

➤ 住民票が高知市外にある入所者等の場合

住民票所在地の市町村が接種券を発行するため、住民票所在地の市町村(ワクチン接種担当部署)に、接種券の送付時期や送付先について確認しておくこと。原則として接種日当日に接種券がない場合はワクチン接種が受けられないため留意すること。